

令和7年7月31日

埼玉消費者被害をなくす会とお魚通販. com株式会社との間の
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、お魚通販. com株式会社（以下「お魚通販. com」という。）に対し、お魚通販. comが運営するウェブサイトの利用規約（以下「本件条項」という。）について、消費者契約法（以下「法」という。）第8条第1項第1号、第2号及び第3号^(※1)に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件条項の削除又は修正を求めた事案である。

(本件条項)

- 1 何らの限定なく、お魚通販. comの一切の責任を免除する条項
- 2 お魚通販. comの損害賠償責任について、お魚通販. comに故意又は重大な過失がある場合の責任に上限を設ける条項

(理由)

- 1 上記1の条項は、お魚通販. comの債務不履行責任、不法行為責任及び契約不適合責任の全部を免除するものであり、法第8条第1項第1号及び第3号に規定する消費者契約の条項に該当し無効である。
- 2 上記2の条項は、お魚通販. comの損害賠償責任についてその上限を設けているところ、お魚通販. comに故意又は重大な過失がある場合の責任に制限を設けることは、法第8条第1項第2号に規定する消費者契約の条項に該当し無効である。

(※1) 消費者契約法

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項

四 [略]

2・3 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

埼玉消費者被害をなくす会は、令和7年3月6日、お魚通販. comに対する申入れを開始し、お魚通販. comにより申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、同年5月22日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会(法人番号 1030005001873)

3. 事業者等の氏名又は名称

お魚通販. com株式会社(法人番号 1010901034524)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※2)の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条及び第28条参照）。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html